

奔潮

大阪に新たな特区制度を ～総合特区の導入に向けて～

大阪府政策企画部企画室
清水 克 昭

はじめに

一定のエリアを定めて特別の措置や権限を付与する「特区制度」について、わが国でも新たな制度創設に向けた検討が始まっています。特区をめぐる内外の状況と「総合特区」導入への動きについてお伝えします。

海外の特区制度

海外では外資系企業の誘致等を目的に特区政策が戦略的に行われています。中国では70年代後半から「改革開放」の一環として、^{シンセン}深圳などの都市を経済特区として指定し、大きな成果をあげました。80年代には、現在、上海万博が開催されている上海・^{フドゥン}浦東新区などで特区政策が開始され、上海ではハイテク企業を誘致する「経済技術開発区」「金融貿易区」「保税区」などターゲットごとに特区が置かれて、税の大幅減免など大胆なインセンティブで世界中の企業を呼び込み、成長の原動力になっています。

中国以外のアジア諸国でも、韓国の経済自由区域(^{インチョン}仁川など)や、フィリピン、インドネシアなどASEAN諸国でも経済特区や保税区が創設され、特区

上海浦東新区外高橋保税区的ゲート



政策は国家間、都市間競争の切り札の一つになっています。

わが国の特区制度

わが国では平成14年に沖縄の振興のために経済特区が導入されました。沖縄の特区は「特別自由貿易地域」(製造業等が対象)、「情報通信産業特別地区」(IT関連企業が対象)、「金融業務特別地区」(金融関係が対象)の大きく3つから成っています。法人税課税所得の35パーセント控除など日本ではほかでは受けられない税の優遇が設けられていますが、残念ながら、利用要件が厳しいことや、大都市圏から離れた沖縄というロケーション上の問題もあり、大きく企業集積が進んでいるとはいえない状況です。

もう一つ、わが国で実施されている特区制度として「構造改革特区」があります。これは小泉内閣の規制緩和策の一環で実施され、平成15年に施行された構造改革特別区域法により導入されました。実情に合わなくなった国の規制について緩和を行い、地域を活性化させることを目的としており、その成果が十分なものであれば全国展開されます。これまでに全国で延べ千件を超える特区が誕生しており、学校教育課程の弾力化を認める特区(全国展開済)、「どぶろく」の製造免許の要件緩和を認める特区、高齢者のための介護施設で障がい者のデイサービスを認める特区、外国人研究者等の在留資格要件の緩和を認める特区(全国展開済)など多分野に及んでいます。ただ、構造改革特区はあくまで規制の緩和を認めるものであり、税の優遇や財政支援にかかわる

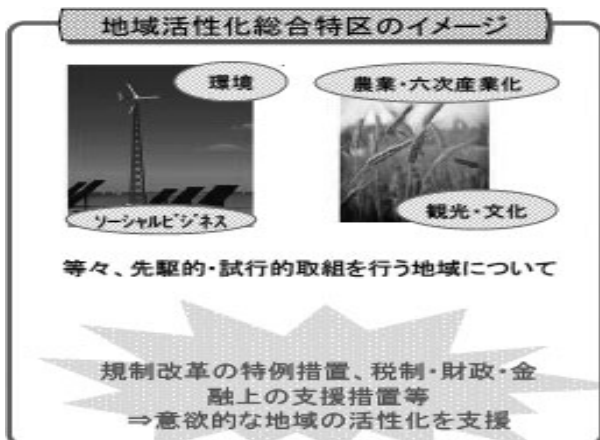
事項は対象になっていないため、アジア諸国との競争という面では力不足という点は否めません。

総合特区制度の創設に向けた動き

大阪都市圏では、太陽電池、2次電池などの環境・新エネルギー産業や医薬品などのバイオ関連産業の集積があり、アジアと直結する阪神港、関西国際空港といった基幹インフラが充実しています。こうした豊富なポテンシャルを活かしてアジアと日本を結び付ける「中継都市」となることを大阪府は目指しています。大阪を玄関口としてアジアからヒト、モノ、カネを呼び込むとともに、世界と競争できる高付加価値型の産業集積を進めていくことがポイントです。そのために、大阪府は徹底した規制緩和や税の減免を行う1国2制度の「特区」が必要だと国に働きかけてきました。

府からの要請等を踏まえ、政府では、本年6月18日に閣議決定した「新成長戦略～『元気な日本』復

総合特区のイメージ（政府「新成長戦略」より）



活のシナリオ～」において、我が国の成長を牽引する「国際戦略総合特区（仮称）」、地域の自立的な活性化の取組を支援する「地域活性化総合特区（仮称）」の2つの総合特区制度を創設する方向性が示されました。この2つの総合特区制度はこれまでの構造改革特区制度などとは、次のような点で大きく異なります。1つ目は構造改革特区は規制改革のみであるのに対し、総合特区は税制・財政・金融上の支援措置まで含むこと。特に、国際戦略総合特区は、大胆な特例措置を講じることを想定していることです。2つ目は、構造改革特区は、全国展開を前提としている特区であるのに対し、国際戦略総合特区は、国際競争力を持ち得る限定された地域のみを絞って選定することです。なお、地域活性化総合特区は、構造改革特区と同様に、一定の条件を満たした地域に対して申請に基づいて適用することを予定しています。国では、7月から総合特区の制度を検討するため、自治体や企業、NPOなどから広く提案を募っています。こうした提案などをもとに総合特区関連法案を来年の通常国会に提出し、23年度に正式な公募が行われる予定です。

大阪での総合特区の検討

府では、「国際戦略総合特区」の拠点として環境・新エネルギー産業が集積する大阪湾の中心に位置し、物流の要でもある「夢洲・咲洲地区」、新たなまちづくりが進展している北ヤードを中心とする都心の「大阪駅周辺地区」、バイオ・ライフサイエンスの研究開発拠点や企業が集積する「北大阪・彩都地区」などを考えています。また、限られた規模しかない拠点では特区の波及効果が薄いことから、拠点地区を包摂する一定のエリアについても特区の対象にし、インセンティブを付与することで、相乗効果を出すことを国に提案しています。また、特区で必要な措置として法人税等の税の大胆な減免、土地・建物に関する規制や外国人研究者や投資家等の在留規制、物流や貿易上の規制などの緩和を国に求めています。

「地域活性化総合特区」については、ものづくり

大阪・関西の国際戦略総合特区のイメージ



など地場産業の集積の活性化、観光やにぎわいづくり、老朽化が進むニュータウンの再生などで活用できないか検討を進めています。

**おわりに
 ~大阪での総合特区の実現に向けて~**

総合特区の設計は、国で進められているところですが、大胆な税の減免などを含むインパクトのあるものになるかはその制度内容にかかっています。スピード感をもって競争力ある特区制度を実現していくために、これまでの枠を超えた思い切った発想の転換が求められています。府では、西日本や全国の成長に貢献していくために、大阪での総合特区の実現に向けて関係自治体とも力をあわせて全力で取り組んでいきたいと考えています。